

第4向陽小学校PTA会則

第1章 総則

第1条 名称

この会は第4向陽小学校PTAといい、事務所を第4向陽小学校内におきます。

第2条 目的

この会は、日本国憲法と教育基本法に基づき、保護者と教職員が協力して子ども達の健全な成長発達を助けると共に、家庭・学校・地域社会の向上に努めます。

第3条 活動

この会は前条の目的を達成するため、次の目標に従って活動します。

- ① 子どもを通して会員相互の学習を進め、教育の向上をはかります。
- ② 保護者・教職員と協力し、学級・学年・地区を基礎として活動します。
- ③ 教育環境を充実・改善するよう努めます。

第2章 会員

第4条 会員

会員は第4向陽小学校に在籍する児童の保護者と同校勤務の教職員で構成します。

第3章 総会

第5条 総会

- ① 総会はこの会の最高決議機関で、全会員により構成されます。
- ② 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度始め及び年度末に開催します。臨時総会は運営委員が必要と認めるとき、または会員の10分の1以上の要請がある時に開催します。
- ③ 総会は会長が召集します。
但し、特別な理由により総会の招集が困難と会長が判断したときは書面審議とすることができる
- ④ 年度始めの総会では、次のことを行います。
 - a. 活動計画の検討と承認
 - b. 予算・決算の審議と承認
 - c. 会則の改正
 - d. その他の重要事項の審議
- ⑤ 年度末での総会では、次のことを行います。
 - a. 活動報告の審議と承認
 - b. 会計中間報告の審議と承認
 - c. 会則の改正
 - d. 役員・会計監査委員の選出
 - e. その他の重要事項の審議

第6条 議長

総会の議長は、出席会員の中から選出します。ただし、運営委員は議長にはなれません。

但し、書面審議の時は議長の選出は不要とする

第7条 成立

総会は会員の委任状を含む2分の1以上の出席で成立します。

但し、書面審議の時は会員の2分の1以上の委任状および書面表決書（電磁的方法を含む）で成立します。

第8条 決議

総会の決議は、出席者の過半数の賛成で決定します。

可否同数の時は、議長の決するところによります。

但し、書面審議の時は書面表決書（電磁的方法を含む）の過半数の賛成で決定します。

可否同数の時は、会長の決するところによります。

第4章 本部役員

第9条 役員

この会に次の役員をおきます。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名
- ・庶務 4～6名(内1名は教職員会員)
- ・会計 2～3名(内1名は教職員会員)
- ・会計監査 2名(内1名は教職員会員)

第9条の2 顧問

- ① 本会に顧問をおきます。顧問には次のものを委嘱します。

学校長

- ② 顧問は本部役員会、運営委員会に出席し、意見を述べるすることができます。

第10条 任期

任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任は認めますが2期までとします。

3期以上の継続はできません。

第11条 職務

- ①会長はこの会を代表し、この会の財産を管理するとともに、総会の決定に基づいて会務を処理します。
- ②副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行します。
- ③庶務は総会・運営委員会の議事と会の活動を記録し、会合の連絡通知を行います。
- ④会計は会計業務を処理し、会計報告を行います。
- ⑤会計監査は、学期末監査のほか必要に応じて随時会計の監査を行い、総会に報告します。

第12条 選任

役員は立候補制をとり、選挙管理委員長は年度末総会に報告し、総会において公選します。

第5章 委員会

第13条 構成

この会の目的を達成するために、次の委員会を設けます。

- ・学級委員会
- ・地区委員会
- ・特別委員会

第14条 学級委員会

- ① 学級委員会は、各学級より学級委員3名を、わかば学級より若干名を選出し、学級懇談会など主として担任の教師と共に子ども達の学習や生活などについて話し合い学び合って、その解決と向上をはかります。
- ② 学級委員の中から正副委員長を互選します。
- ③ 学級委員会は、各学級からの意見や要望を運営委員会に申し入れます。

また、運営委員会の決定事項を各学級に伝えます。なお、必要に応じて学年として学習会や懇談会を開催します。

第15条 広報委員会

広報委員会は、2022年3月末日をもって廃止とし、その役割は学級委員に委嘱します。

第16条 地区委員会

①登校区域内にいくつかの地区を設けます。各地区から児童数に応じた人数の地区委員を選出します。

地区委員の中から正副委員長を互選します。

②地区委員は地区懇談会など、主として子ども達の郊外生活の向上と地域環境の改善と校区内における子ども達の安全のための活動をします。

第17条 教養委員会

教養委員会は、2022年3月末日をもって廃止とし、その役割は学級委員に委嘱します。

第18条 特別委員会

運営委員会が必要と認めた時は、特別委員会をおくことができます。

第19条 任期

任期は1年とし再任は妨げない。補佐のため選任された委員の任期は、前任者の任期の残留期間とする。

第6章 運営委員会

第20条 運営委員会

① 運営委員会は、この会の運営と活動に責任をもつ最高執行機関で、会計監査を除く本部役員、学級正・副委員長、広報正・副委員長、地区正・副委員長、教養正・副委員長で、構成します。

② 運営委員会は、本会運営の必要な事項を審議・実行する。また、各委員会で立案された活動計画・予算案と活動報告、決算案などを検討し、総会に提出します。

③ 運営委員会は、必要に応じて開催します。

第7章 本部役員会

第21条 本部役員会

① 役員会は会計監査を除く全ての役員で構成し、年度当初、各委員会および運営委員会の成立をはかります。

② 役員会は運営委員会の議案などを準備します。

第8章 会計

第22条 会計年度

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第23条 会費

会費は、1世帯につき每学期あたり730円徴収します。

転入、転出については在籍学期分を徴収します。

第24条 会計報告

決算は、会計監査を経て次年度の年度始めの総会で承認を受けます。

第9章 弔慰規定

会員および児童の死去のとき、または運営委員会が必要と認めた場合は別に定める規定に従って弔慰金をおくります。

第10章 会則の変更

第25条 方 法

この会則は総会によってのみ変更することができます。ただし内規は運営委員会の決議により改廃ができません。この内容は、総会に報告します。

第26条 付 則

この会則は2017年3月3日に改正、2017年4月1日より施行する。

この会則は2019年2月25日に改正、2019年4月1日より施行する。

この会則は2020年6月24日に改正、同日より施行する。

この会則は2021年2月26日に改正、2021年4月1日より施行する。

この会則は2022年3月10日に改正、2022年4月1日より施行する。

この会則は2023年3月7日に改正、2023年4月1日より施行する。

内 規

1)弔慰規定

- ① 会員および児童の死去弔慰金は、供花等の費用相当とします。
- ② 学級単位などで集金弔慰してはならない。また弔慰に対する答礼もしてはならない。

2)選挙管理委員会

- ① 地区委員より5名を推薦し選挙管理委員会を構成します。委員の中から委員長を互選します。
- ② 選挙管理委員会は、毎年11月～12月に期間を定めて役員選出にかかわる告示ならびに立候補受付の選挙事務を行います。
- ③ 定められた期間に立候補の届け出が定数に満たない場合は、推薦委員に委嘱します。
- ④ 選挙管理委員会は、年度末総会に立候補者(自薦・推薦)を報告し公選または信任を受けるものとします。
- ⑤ 定数を超える立候補があった場合は、4)項に役員選挙管理規定を定めます。

3)役員候補者資格

役員に選出される資格は、立候補時および選挙時において次の通りとする。

- ① 第1学年から第5学年に児童が在籍していること。
- ② 第6学年に児童が在籍もしくは以前に児童が在籍し、次年度に児童が入学することが確実であること。

4)役員選挙管理規定

第1条 選挙管理

選挙は選挙管理委員会において次の業務を行います。

1. 立候補者の発表
2. 選挙公報の発行
3. 投票および開票の管理
4. その他選挙に必要な事項

第2条 選挙の方法

1. 投票用紙は選挙管理委員会が定め、選挙を行う際に公布します。
2. 開票は投票締め切り後直ちに行い、選挙管理委員長は投票数の確認・有効・無効の判定、立候補者特別得票数の算定、その他開票結果の発表を行います。

第3条 投票資格者

選挙の投票資格者は、PTA(1世帯1名)とします。

第4条 投票の方法

投票の方法は次のとおりとします。

1. 会長および会計は単記、副会長および庶務は定数内の連記とします。
2. 投票は原則として、総会当日の所定の時間に行います。

第5条 当選者の決定

当選の決定は次のとおりとします。

1. 単記投票、定数内連記投票のいずれも、有効投票の最多数を得た定員までを順次当選者とします。
2. 得票同数者が定員の枠内にまたがった場合は、抽選を行います。
3. 候補者が定員と同数または定員以内の場合は、総会での信任により選出します。

第6条 無効投票

無効投票は次のとおりとします。

1. 所定の投票用紙に記載しないもの。
2. 定数を超えて記載したもの。
3. 判読できないもの。

第7条 疑義の解釈

この規定に疑義が生じた場合の解釈は選挙管理委員会においておこないます。

5) 推薦委員会

- ① 推薦委員は、各学年の委員より2名を選出します。ただし、一度推薦委員を務めたことがある者については選出しない。(立候補の場合はこの限りでない。) 推薦委員の中から正副委員長を互選します。
- ② 推薦委員会は、推薦された者の中より本人の承諾を得て、役職ごとに候補者を決定し、選挙管理委員会に届け出ます。
- ③ 推薦委員会において推薦する者が定数に満たない場合は、本部・学校との協力のもと候補者を決定する。

6) 本部・各長副委員・委員の任期後の役員免除について

(1) クラス役員選出にあたっての申し合わせ

- ① 会長・・・・・・・・すべての役職について永年免除
- ② 本部役員・・・・・・・・任期1年につき3年の免除、任期2年(連続は問わず)につき永年免除
ただし、立候補は妨げないものとする。
- ③ 各長副委員長・・・・・・・・2年の免除
- ④ 委員(地区委員除く)・・・・・・・・1年の免除

※1 委員については児童一人につき1回務める。

※2 複数児童がいる場合は続くことがある。

※3 クラスの人数の加減で一巡した場合は、クラスでの話し合いにより決める事とする。

(二巡目の場合、長副は免除とする。)

※4 地区委員に関しては、地域の状況が異なる為、免除期間であっても選出されることがある。

(PTA 会長を務めたことがある者を除く。)

但し、長副委員長の選出は、他の委員会と同じく一度運営委員を務めたことがある者については選出しない。(立候補の場合はこの限りでない)

※5 各委員は他の委員と兼務できない。

※6 無責任な押し付けにならないよう、委員がどうしても出来ない時は、事前にはっきり申し出て各クラスで承認を得る。

(2)各委員会の正副委員長選出についての申し合わせ

①各委員会の正副委員長を抽選により選出する場合には、一度運営委員を務めたことがある者については選出しない(立候補の場合はこの限りでない)。

②地区委員の正副委員長については、地区委員二巡目の場合、長副は免除とする。

(3)わかば学級の役員選出について

わかば学級在籍の児童については、通常学級での役員選出は免除する(わかば学級に在籍する児童のみ適応)。ただし立候補はこれを妨げない。

7) 付則

この会則は2017年3月3日に改正、2017年4月1日より施行する。

この会則は2022年5月26日に改正、同日より施行する。

この会則は2023年3月7日に改正、2023年4月1日より施行する。